

令和6年12月16日

高等裁判所事務局次長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局経理局監査課長

「「保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務  
処理の運用について」の一部改正について」の発出について  
(事務連絡)

本日付で、最高裁経監第1370号経理局長通達「「保管金事務処理システム  
を利用した保管金に関する事務処理の運用について」の一部改正について」(以下  
「本通達」という。)が発出されました。本通達による改正の要旨及び補足説明は  
下記のとおりですので、執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。

記

### 第1 改正の要旨

- 1 e 事件管理システムの全庁導入に伴い、民事裁判事務支援システムを利用し  
た保管替えを行う場合の特例を廃止し、新たにe 事件管理システムを利用した  
保管替えを行う場合の特例を定めた。
- 2 事務の合理化・効率化の観点から、裁判所会計事務規程(平成29年最高裁  
判所規程第4号。以下「会計規程」という。)第25条第1項第4号又は裁判  
所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程(昭和37年最高裁判所規程  
第3号。以下「保管金規程」という。)第5条第1項第4号の規定に基づき、  
電子情報処理組織を使用して得られた納付情報(収納機関番号、納付番号及び

確認番号をいう。)により提出者に保管金を日本銀行へ振り込ませた場合(以下「電子納付」という。)においては、提出者に対する保管金受領証書(以下「受領証書」という。)の交付を要しないものとした。

## 第2 梯足説明

### 1 記第1の1について

この通達の実施後、民事裁判事務支援システムを使用する必要が生じた場合は、なお従前の民事裁判事務支援システムを利用した保管替えを行う場合の特例によることとなる。

### 2 記第1の2について

(1) 電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令(平成17年財務省令第5号。以下「特例省令」という。)第10条の2に基づき電子納付された場合、特例省令第16条により保管金払込事務等取扱規程(昭和26年大蔵省令第30号)第4条は適用除外となる。これにより、同条に基づく保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号。以下「取扱規程」という。)第5条第2項は適用除外になり、受領証書の発行について規定する取扱規程第6条についても適用除外になることから、受領証書を発行する必要はないこととなる。

(2) 会計規程第25条第1項第1号から第3号まで又は保管金規程第5条第1項第1号から第3号の規定に基づく保管金の納付については、従前どおり、取扱規程第6条により、受領証書に押印の上、提出者に交付する必要がある。